

千曲市社会福祉協議会 職員互助会規約

(平成24年7月26日改正)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、千曲市社会福祉協議会職員互助会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、千曲市社会福祉協議会職員互助会設置規程（平成16年）に基づき、千曲市社会福祉協議会職員（以下「社協職員」という。）及び被扶養者等の福利厚生と慶弔に関し、会員間の相互扶助を図り、社会福祉事業従事者として職務能率の増進をはかることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、社協職員をもって組織する。ただし、非常勤職員（パート職員）は希望により加入できるものとする。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 2名
理 事 10名
監 事 2名

- 2 会長は、会を代表し、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。理事は、会の事業計画及び運営について審議、予算案の決定に当たる。監事は、会の会計を監査する。
- 3 会長は、事務局長、副会長は、理事のうちから2名選出する。理事は、事務職員、老人福祉センター職員、戸倉上山田地域包括支援センター職員から2名、更埴ヘルパーセンター職員、ヘルパーステーション職員、訪問入浴ステーション職員から2名、児童センター職員から2名、デイサービスセンター職員から3名、居宅介護支援事業所職員、戸倉上山田居宅介護支援事業所職員から2名、チューリップの家職員、ピュアハートちくま職員から1名選出する。
- 4 監事は、会長が総会の同意を得て、これを任命する。
- 5 会長の任期は、在職期間中とし、他の役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 本会の運営をはかるため次の会議を行う。

総会 理事会

- 2 総会は、会長が必要と認めたとき、又は理事会の要求があったとき若しくは会員の3分の2以上の要求があったとき、会長がこれを招集する。

- 3 総会は、会員の過半数の出席により成立する。
- 4 総会は、規約の改廃に関する議決、事業計画及び予算の議決並びに決算の承認にあたる。
- 5 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事会の過半数の要求があったときに、会長がこれを招集する。
- 6 理事会は、構成員数の過半数の出席により成立する。
- 7 会議の決定は、出席者の過半数の賛意によって決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。
- 8 議長は、会長をもってこれに充て、会長事故あるときは、副会長が代理する。

(事務職員)

第6条 会長は、本会の運営について必要なときは、千曲市社会福祉協議会長の承認を受けて、社協職員をその事務に従事させることができる。

(会員の資格の取得)

第7条 社協職員は、その職員となった日から、この規定による会員たる資格を取得する。

- 2 互助会未加入の現職員が中途にて入会を希望する場合、4月のみ入会の受付を行う。

(勤労者共済会への入会及び脱会)

第7条の2 会員は、財団法人更埴地域勤労者共済会（以下「勤労者共済会」という。）に入会するものとする。

- 2 勤労者共済会の脱会は、次条の規定に該当したときとする。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員は、次の事項に該当したときは、その翌日から会員たる資格を失う。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退職したとき

(期間の計算方法)

第9条 会員期間の計算は、会員たる資格を取得した日の属する月からこれを起算して、その資格を失った日の前日の属する月をもって終わるものとする。ただし、勤労者共済会の会員期間は、財団法人更埴地域勤労者共済会会員規程に定めるところによる。

(経費及び会計)

第10条 本会の運営に要する経費は、掛金・助成金・寄附金・その他の収入をもってこれに充て、会計年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

- 2 勤労者共済会の会費の納入、給付金の受け入れについては、本会会計で処理するものとする。

(決算及び監査)

第11条 会長は、会計年度終了後、ただちに決算書を作成し、証拠書類を添えて監事の監査を得なければならない。

2 監事は、毎会計年度1回、本会の諸帳簿及び財産を監査して、会員に報告しなければならない。

(寄附金及び助成金)

第12条 本会の趣旨に賛同する者、又は本会の運営に寄付しようとする者の後援費、賛助費その他寄附金はこれを受けることができる。

2 本会がその行うべき事業を十分に遂行するために、千曲市社会福祉協議会に対して必要な財源の援助を求めることができる。

(掛金)

第13条 会員は、第9条に規定する期間中、本俸月額 100 分の 0.3 の額及び定額掛金を合わせて納入するものとする。掛金の算出において円未満の端数は切り捨てる。

2 定額掛金の額は、理事会において決定する。

3 会員が無給となった場合は、定額掛金のみ徴収する。

第2章 給付

(給付)

第14条 互助会の行う給付の種類は、次に掲げるものとする。

- | | | |
|-------------|-----------|----------------|
| (1) 死亡弔慰金 | (6) 結婚祝金 | (11) 卒業祝金 |
| (2) 廃疾見舞金 | (7) 銅婚祝金 | (12) リフレッシュ補助金 |
| (3) 退職慰労金 | (8) 銀婚祝金 | (13) 保健給付金 |
| (4) 傷病見舞金 | (9) 出生祝金 | (人間ドック受診のみ助成) |
| (5) 住宅火災見舞金 | (10) 就学祝金 | (14) 勤続祝金 |
| | | (15) 資格取得奨励金 |

2 給付の範囲及び給付の額は、別表1のとおりとする。

3 一つの事実に起因して、会員2名以上に給付すべき理由が同時に生じたときは、会員2名以上にそれぞれ所定の給付金を給付する。

(会員の慶弔)

第15条 会員又は子が結婚するときは、祝電により祝意を表すものとする。

2 会員又は配偶者、子、父母が死亡したときは、弔電により弔意を表すものとする。

(被扶養者の範囲)

第16条 この規約において被扶養者とは、主として会員の収入により生計を維持されている次に掲げる者をいう。

- (1) 会員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)子、父母、孫、祖父母及び弟妹。
- (2) 会員と同一の世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外の者。
- (3) 会員の配偶者の父母及び子(その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。)で会員と同一の世帯に属する者。

(給付を受くべき遺族の順位)

第17条 会員が死亡したときにおいて、給付を受くべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟、姉妹の順による。

(補則)

第18条 この規約の施行について必要な事項は、理事会で決定する。

附 則

- 1 この規約は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行の日に現に在職する職員の会員としての資格の取得日は、社協職員として任命された日とする。
- 3 この規約の第10条の会計年度は、平成16年度に限り、4月1日から翌年5月31日までとする。

附 則

この規約は、平成17年7月14日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成18年7月24日から施行し、平成18年6月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年7月27日から施行し、平成19年6月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年7月31日から施行し、平成20年6月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成22年7月29日から施行し、平成22年6月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成23年7月28日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年7月26日から施行し、平成24年6月1日から適用する。